

ベビーおやつ自主規格

第 I 版

令和元年 5 月

日本ベビーフード協議会

ベビーおやつ自主規格発行にあたって

日本ベビーフード協議会では「ベビーフード自主規格」ならびに「ベビー飲料自主規格」を制定し、常にベビーフード製品の安全性及び衛生を確保してきました。

しかしながらベビーおやつ類については、離乳補助を目的としていないことから日本ベビーフード協議会では自主規格の策定等統一的な規制を行っていませんでした。乳幼児は咀嚼や嚥下などの摂食機能が未発達で、与え方を間違えるとどのどづまり等の窒息事故を起こす危険性があります。この問題に関しては平成20年に東京都商品等安全対策協議会において「ベビー用おやつの安全対策について」検討が行われ、商品への注意表示の改善や消費者への普及啓発の充実が提言されました。この提言を受けベビーおやつ類についても協議会内で統一的な規制をかけることとし、平成21年に「ベビー用おやつの注意表示に関するガイドライン」を発行しましたが、このときの東京都の調査でおやつを与えていた世帯が95%以上であったことから、おやつに関しても総合的な安全対策が必要と考え、新たに「ベビーおやつ自主規格(第Ⅰ版)」として発行することといたしました。主な内容はベビーフード自主規格を踏襲していますが、おやつに特有の形状や大きさ、物性等への配慮事項や、風味付けに使用されるカフェインの低減化、のどづまりを防止するための注意表示の充実などを図りました。

日本ベビーフード協議会では、ベビーおやつの自主規格の発行により赤ちゃんのための食品すべてについて自主規格化され、乳児用製品の総合的な安全対策が可能となりました。これを機に安全な商品作りへの指導を強化してまいりますので、今後ともご愛顧頂きますようお願い申し上げます。

令和元年5月7日

日本ベビーフード協議会
会長 松本 成史

目 次

I. ベビーおやつの製品規格	1
1. 適用の範囲	1
2. 定 義	1
3. 品 質	1
4. 賞味期間	2
5. 衛 生	2
6. 原 料	3
7. 食品添加物	3
II. ベビーおやつの製品試験法	4
1. 栄養成分等の分析方法	4
2. 微生物の試験方法	4
3. 重金属等の試験方法	5
4. 残留農薬の試験方法	5
5. 動物用医薬品の試験方法	5
6. 外因性内分泌かく乱化学物質の試験方法	5
7. 放射性物質の試験方法	5
8. かび毒(マイコトキシン)の試験方法	5
III. ベビーおやつの容器包装の品質規格	7
1. ガラス製容器	7
2. 紙容器包装	7
3. 合成樹脂製ラミネート容器包装	7
4. ポリエチレンテレフタレート樹脂容器包装	8
5. 金属製キャップ	8
6. 合成樹脂製キャップ	9
7. 各容器包装の強度	9
IV. ベビーおやつの表示に関する自主基準	10
1. 目 的	10
2. 適用の範囲	10
3. 必要な表示事項	10
4. 不当表示、不当広告の禁止	12
5. 商品名の表示基準	12

I. ベビーおやつの製品規格

1. 適用の範囲

この規格は、乳児および幼児向けである旨を表示して販売する、菓子類やデザートなど「おやつ」として供する食品(ベビーフードおよびベビー飲料を除く。以下「ベビーおやつ」という)に適用する。

2. 定 義

- 2—1 この規格において「ベビーおやつ」とは、乳児および幼児の発育にともなう摂食機能など身体機能の発達や情緒面での発達、および栄養補給を補助することを目的に製造された食品をいう。
- 2—2 この規格において「即食タイプベビーおやつ」とは、そのまま摂食するものをいう。
- 2—3 この規格において「調製タイプベビーおやつ」とは、水またはその他のものによって調製するもの、加熱などの調理をしてから摂食するものをいう。
- 2—4 この規格において「ドライタイプベビーおやつ」とは、焼成、膨化および粉体原料の混合などによって調製されたものをいう。
- 2—5 この規格において「ウェットタイプベビーおやつ」とは、密封容器に充填した液状または半固形状、ゼリー状などのものをいう。
- 2—6 この規格において「乳児」とは、1歳未満の児をいい、また「幼児」とは、生後1歳から1歳6ヵ月頃までの児をいう。
- 2—7 この規格において「摂食時」とは、そのままもしくは製品の表示の方法に従って調製し、乳児および幼児が食べられるようにした状態をいう。

3. 品 質

乳児および幼児の発育にともなう摂食機能など身体機能の発達や栄養機能に配慮したものであること。

3—1 味覚への配慮

乳児および幼児期の味覚形成の妨げにならないよう、塩分、甘さについて配慮すること。

3—2 大きさおよび形状

発育に応じて、乳児および幼児が自立的かつ安全に摂取できるよう、大きさ、形状について配慮すること。

3—3 物 性

発育に応じて、固さ、口どけ(溶解性)を調整し、嚥下時ののどづまりに配慮した物性であること。

3—4 ドライタイプベビーおやつの水分

ドライタイプベビーおやつの水分は8.0%以下(穀類にあっては10%以下)であること。

3—5 カフェイン量

乳児および幼児の発育時期に配慮して、低減に努めること。

4. 賞味期間

製品の賞味期間は1年6ヵ月を上限とする。

ただし、設定された賞味期間が上限値の製品について、「IV. ベビーおやつの表示に関する自主基準 3. 必要な表示事項 3-1 義務表示 7) 賞味期限」に従って賞味期限を年月で表記する場合に限り、賞味期間(上限)を1ヵ月延長することができる(年月日表示での賞味期限が月末の製品を除く)。なお製品の賞味期間を延長する場合は、製品の安全性や品質等の評価は各社で行うこと。

5. 衛 生

原料は鮮度その他の品質が良好で衛生的なものを使用し、かつ食品衛生上危害の原因となる物質の混入防止につとめる。製品の製造、加工、包装および保管は、各過程の衛生的な管理につとめ、容器は清潔で衛生的なものを使用しなければならない。

5-1 微生物

製品中の微生物は、次の基準に適合するものであること。

ただし、食用で乳児および幼児の健康に寄与するところの微生物を供する製品で、この旨を表示するものにあっては、一般生菌数はこの限りではない。

1) ドライタイプベビーおやつの微生物基準

ドライタイプベビーおやつの微生物基準は以下の通りとする。

ただし、調製タイプベビーおやつのうち調製時に加熱を必要とするものはこの限りではない。

一般生菌数：5,000個/g以下

大腸菌群：陰性

サルモネラ：陰性(卵・肉類を含むものに限り)

黄色ブドウ球菌：陰性

かび・酵母：300個/g以下

2) ウエットタイプベビーおやつの微生物基準

食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第一食品の部D各条の項の○容器包装詰加圧加熱殺菌食品に該当するものは、発育しうる微生物は陰性でなければならない。容器包装詰加圧加熱殺菌食品に該当しないものは、恒温試験により異常がないこと。

5-2 重金属等

製品中の重金属等はウエットタイプベビーおやつおよび標準濃度に調製したドライタイプベビーおやつについて、それぞれ次の基準に適合するものであること。

ヒ素：0.5 ppm以下(海藻類、魚介類を含むものは1.0 ppm以下)

鉛：0.3 ppm以下

スズ：10 ppm以下

カドミウム：0.2 ppm以下

総水銀：0.1 ppm以下

PCB：0.05 ppm以下

- 1) 標準濃度とは、製品の表示の方法に従って調製した場合の値とする。
- 2) 食品衛生法等法規に規定されている場合にはそれを遵守する。
- 3) 上記以外の汚染物質については必要に応じ調査検討する。

5-3 残留農薬および動物用医薬品

製品中の残留農薬および動物用医薬品は、食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第一食品の部A食品一般の成分規格5～11の各号に適合していること。

5-4 外因性内分泌かく乱化学物質

1) ビスフェノールA

製品のビスフェノールA含量は、摂食時の状態で、5ppb以下とする。

2) その他

ノニルフェノール等の外因性内分泌かく乱化学物質の低減に努める。

5-5 放射性物質

製品中の放射性セシウム(含量)は、50ベクレル/kg以下とする。

5-6 かび毒（マイコトキシン）

- 1) 製品中のアフラトキシンは、10ppb以下とする。
- 2) ベビーおやつ原材料に使用するりんごにあっては、りんごに含まれるパツリンの含有量は0.050ppm以下とする。
- 3) ベビーおやつ原材料に使用する小麦にあっては、小麦に含まれるデオキシニバレノールは1.1ppm以下とする。
- 4) ベビーおやつ原材料に使用するトウモロコシにあっては、トウモロコシに含まれるフモニシンは1ppm以下とする。

6. 原 料

原料は発育時期にあわせた栄養補給、アレルギー等を考慮した種類であって、衛生的であること。香辛料は、刺激性の少なく、乳児および幼児に適するものであること。

6-1 遺伝子組換え食品

食品表示基準別表17に示された食品については、IPハンドリング証明により確認された非遺伝子組換えのものを使用すること。また、別表16の対象農産物から作られる原材料であって、別表17以外のものについても、出来る限り、非遺伝子組換え食品を使用すること。

6-2 はちみつ

乳児が摂食するベビーおやつには、はちみつを使用してはならない。

6-3 ばれいしょ

ベビーおやつに使用するばれいしょについては、放射線照射したものは使用してはならない。

7. 食品添加物

食品添加物の使用は必要不可欠な場合に限り、最小限とする。使用できる食品添加物は「ベビーおやつ添加物リスト」で定める。ただし、加工助剤およびキャリーオーバーに該当するものはこの限りではない。

Ⅱ. ベビーおやつの製品試験法

製品試験法は以下に示す方法を原則とする。

ただし、公的な試験法が無い項目および、新たな分析技術があるものについては、科学的に妥当と認められる分析法を用いても差し支えない。

1. 栄養成分等の分析方法

1-1 栄養成分

“食品表示について(平成27年3月30日消食表第139号)別添 栄養成分等の分析方法等”に準拠する。

1-2 栄養成分以外の測定項目

1) カフェイン

「日本食品標準成分表2015年版(七訂)分析マニュアル：45. カフェイン」の項を準用する。

2. 微生物の試験方法

2-1 ドライタイプベビーおやつ

1) 試料の調製

「食品衛生検査指針：微生物編 Ⅱ. 試験法 第1章 総論 6 微生物試験における検体の取り扱い 9. 試料の調製」を準用する。

2) 一般生菌数(標準平板菌数)

「食品衛生検査指針：微生物編 Ⅱ. 試験法 第2章 細菌 2 衛生指標菌 1. 細菌数(1)公定法① 生菌数測定法」を準用する。

3) 大腸菌群

「食品衛生検査指針：微生物編 Ⅱ. 試験法 第2章 細菌 2 衛生指標菌 3. 大腸菌群、糞便系大腸菌群、大腸菌」を準用する。

4) 黄色ブドウ球菌

「食品衛生検査指針：微生物編 Ⅱ. 試験法 第2章 細菌 8 黄色ブドウ球菌」を準用する。

5) サルモネラ

「食品衛生検査指針：微生物編 Ⅱ. 試験法 第2章 細菌 4 サルモネラ」を準用する。

6) かび、酵母

「食品衛生検査指針：微生物編 Ⅱ. 試験法 第3章 真菌 1 総論 3. 一般試験法」を準用する。

2-2 ウエットタイプベビーおやつ

ウエットタイプベビーおやつにあって、容器包装詰加圧加熱殺菌食品に該当するものは「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準第1食品の部D各条の項○容器包装詰加圧加熱殺菌食品の成分規格(1)恒温試験および(2)細菌試験」を適用する。

上記に該当しないものは、「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準第1食品の部D各条の項○容器包装詰加圧加熱殺菌食品の成分規格(1)恒温試験」を準用する。

3. 重金属等の試験方法

3-1 重金属(ヒ素、鉛、スズ、カドミウム、総水銀)

「食品衛生検査指針：理化学編 II. 試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 試験法

1. 清涼飲料水中の鉛・カドミウム・ヒ素・スズ、2. 米(玄米および精米)中のカドミウム、4. 魚介類中の総水銀およびメチル水銀」の各項の方法を準用する。

3-2 PCB

「食品衛生検査指針：理化学編 II. 試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 試験法

8. ポリ塩化ビフェニル(PCB)」の方法を準用する。

4. 残留農薬の試験方法

平成17年1月24日食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」を準用する。

5. 動物用医薬品の試験方法

平成17年1月24日食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」を準用する。

6. 外因性内分泌かく乱化学物質の試験方法

6-1 ビスフェノールA

東京都化学物質保健対策分科会 平成14年度第1回および平成15年度第2回報告で採用された試験法を準用する。

6-2 ノニルフェノール

東京都化学物質保健対策分科会 平成15年度第2回報告で採用された試験法を準用する。

7. 放射性物質の試験方法

平成24年3月15日食安発0315第4号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品中の放射性物質の試験法について」を準用する。

8. かび毒(マイコトキシン)の試験方法

8-1 アフラトキシン

「食品衛生検査指針：理化学編 II. 試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 試験法

5. マイコトキシン(1)総アフラトキシン」の方法を準用する。

8-2 パツリン

「食品衛生検査指針：理化学編 II. 試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 試験法

5. マイコトキシン(7)パツリン」の方法を準用する。

8-3 デオキシニバレノール

「食品衛生検査指針：理化学編 II. 試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 試験法

5. マイコトキシン(4)デオキシニバレノールおよびニバレノール」の方法を準用する。

8－4 フモニシン

「食品衛生検査指針：理化学編 Ⅱ. 試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 試験法
5. マイコトキシン(8)フモニシン」の方法を準用する。

Ⅲ. ベビーおやつの容器包装の品質規格

この規格は、ベビーおやつに用いる容器における衛生基準並びに強度基準を定めることにより、衛生面の安全性確保を目的とする。

1. ガラス製容器

1-1 適用の範囲

ベビーおやつに用いるガラス製容器の材質に適用する。

1-2 使用材質

使用材質は、日本ガラスびん協会の「ガラスびんの品質規格」に定められている基準に適合しなければならない。

1-3 衛生基準

「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、1 ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装」の項を適用する。

2. 紙容器包装

2-1 適用の範囲

ベビーおやつに用いる紙容器包装の材質に適用する。

2-2 使用材質

使用材質は紙、再生紙、合成樹脂加工紙とする。ただし内容物と接触する面の使用材質はポリオレフィン系(ポリエチレン、ポリプロピレン)とし、その基ポリマーおよび添加物は「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。

2-3 衛生基準

内容物と接触する面に使用する合成樹脂について「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、2 合成樹脂製の器具又は容器包装、(1)一般規格及び(2)個別規格中の4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の項を適用する。

3. 合成樹脂製ラミネート容器包装

3-1 適用の範囲

ベビーおやつに用いる合成樹脂製ラミネート容器包装の材質に適用する。

3-2 使用材質

使用材質は合成樹脂もしくは合成樹脂と金属箔を積層したものとする。ただし内容物と接触する面の使用材質はポリオレフィン系(ポリエチレン、ポリプロピレン)とし、その基ポリマーおよび添加物は「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。

3-3 衛生基準

内容物と接触する面に使用する合成樹脂について「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、2合成樹脂製の器具又は容器包装、(1)一般規格及び(2)個別規格中の4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の項を適用する。

4. ポリエチレンテレフタレート樹脂容器包装

4-1 適用の範囲

ベビーおやつに用いるポリエチレンテレフタレート樹脂容器包装の材質に適用する。

4-2 使用材質

使用材質はポリエチレンテレフタレートとし、その基ポリマーおよび添加物は「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。

4-3 衛生基準

「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、2合成樹脂製の器具又は容器包装、(1)一般規格及び(2)個別規格中の7. ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の項を適用する。

5. 金属製キャップ

5-1 適用の範囲

ベビーおやつに用いる金属製キャップの材質に適用する。

5-2 使用材質

使用される材質にあつては以下の基準に従わなければならない。

- 1) 使用するぶりきは「JIS-G 3303」に示されるもの、あるいは同等以上のものとする。
- 2) ぶりき以外の鋼板または化学処理鋼板を用いる場合、その原板は「JIS-G 3303」に示されるぶりき原板を使用するものとする。
- 3) キャップの気密性を得るためのライナー材の使用材質はポリ塩化ビニルとし、その基ポリマーおよび添加物については「塩ビ食品衛生協議会自主基準」を準用する。ただし、添加剤として、アゾジカーボンアミドおよびフタル酸エステル類を用いてはならない。
- 4) キャップ内外面に施す塗装・印刷については、印刷インキ工業連合会が定める「印刷インキに関する自主規制(NL規制)」を遵守する。

5-3 衛生基準

以下の項を適用する。なお、浸出(溶出)条件については、日本キャップ協会が定める「食品用キャップに関する日本キャップ協会衛生基準(第3版)」を準用する。

- 1) 「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格 2合成樹脂製の器具又は容器包装の(1)一般規格 2溶出試験、及び(2)個別規格中の3. ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」

- 2) 「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格 4 金属缶」

6. 合成樹脂製キャップ

6-1 適用の範囲

ベビーおやつに用いる合成樹脂製キャップの材質に適用する。

6-2 使用材質

使用材質はポリオレフィン系(ポリエチレン、ポリプロピレン)とし、その基ポリマーおよび添加物は「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。

6-3 衛生基準

「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、2 合成樹脂製の器具又は容器包装、(1)一般規格及び(2)個別規格中の4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の項を適用する。

浸出(溶出)条件については定められた溶液、温度にて倒立法により行うものとする。

7. 各容器包装の強度

7-1 適用の範囲

ウエットタイプベビーおやつ(加圧加熱殺菌食品に限る)に用いるすべての容器包装に適用する。

7-2 強度基準

「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、B器具又は容器包装一般の試験法 2 強度等試験法及びE器具または容器包装の用途別規格、1 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装」の項を適用する。

IV. ベビーおやつの表示に関する自主基準

1. 目 的

この自主基準(以下「基準」という)はベビーおやつの製造、販売に携わる事業者としての良識にもとづき、ベビーおやつの表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適切な商品選択を保護し、もって公正な競争を確保することを目的とする。

2. 適用の範囲

この基準で「ベビーおやつ」とは、製品規格の定義 2-1 から 2-7 に適合するものであって「乳児及び幼児向け」である旨を表示したものをいう。

3. 必要な表示事項

ベビーおやつの製造、販売もしくは輸入を行う食品関連事業者がベビーおやつの容器または包装に表示すべき事項は、義務表示事項とその他の表示事項であり、それぞれ次の通りとする。

3-1 義務表示

下記の項目について、邦文をもって一般消費者が読みやすく、理解しやすい用語により、背景の色と対照的な色を用いて容器包装に表示する。

1) 名称または品名

食品表示基準別表第 4 の上欄に掲げる食品で同表中欄に表示事項として名称が規定されているものは同表下欄に掲げる名称を、それ以外の食品にあってはその内容を表す最も一般的な名称を表示する。ただし別表第 5 の上欄に掲げる食品以外は同表下欄に掲げる名称を使用することはできない。

2) 原材料名

使用した原材料(添加物を除く)を食品表示基準第 3 条第 1 項「原材料」の規定に従い表示する。

3) 原料原産地名(輸入品を除く)

対象原材料の原産地を表示する。

4) 添加物名

食品に含まれる添加物について、食品表示基準第 3 条第 1 項「添加物」の規定に従い表示する。

5) アレルゲン

食品表示基準別表第 14 に掲げる「特定原材料」、ならびに“食品表示について(平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号)別添 アレルゲンを含む食品に関する表示”で指定される「特定原材料に準ずるもの」について、消費者にわかりやすく表示する。

6) 内容量

内容重量をグラムもしくはキログラムの単位で表示する。

7) 賞味期限

賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を、年月日の順で表示する。ただし、賞味期間が 3 ヶ月を超えるものにあっては年月の表示で差し支えない。

8) 保存方法

食品・添加物等の規格基準により保存基準が定められている食品はその基準に従い、それ以外の食品は食品の特性に従って表示する。ただし、常温以外の保存方法がないものにあつては省略することができる。

9) 原産国名(輸入品に限る)

原産国名を表示する。

10) 食品関連事業者の氏名または名称および住所

食品関連事業者のうち表示内容に責任を有するものの氏名または名称および住所を表示する。

11) 製造所の所在地および製造者の氏名または名称

製造所の所在地および製造者の氏名または名称を表示する。ただし輸入品にあつては製造所の所在地に代えて輸入業者の営業所の所在地、製造者の氏名または名称に代えて輸入者の氏名または名称を表示する。

ただし、2以上の製造所において同一製品を製造する場合にあつては、製造所の所在地および製造者の氏名または名称に代えて製造所固有記号を使用することができる。

また食品関連事業者の住所または氏名もしくは名称が製造所の所在地または製造者の氏名もしくは名称と同一の場合は、製造所の所在地または製造者の氏名もしくは名称を省略することができる。

12) 乳児用規格適用食品である旨の表示

「乳児用規格適用食品」の文字またはその旨を的確に示す文言を表示する。

13) 栄養成分表示

食品表示基準第3条第1項「栄養成分の量及び熱量」の規定に従い栄養成分量を表示する。表示する際の食品単位は、製品100g当たりもしくは1パック当たりを基本とする。

14) 個別の表示事項

食品表示基準別表第19の上欄に掲げる食品にあつては、中欄に掲げる表示事項を下欄に定める方法に従い表示する。

3-2 その他の表示

1) 商品名

食品の内容を分かりやすく表現した商品名を表示する。

2) ベビーおやつ類を意味する文字

「乳幼児向けである旨の月齢表示(9ヵ月、1歳4ヵ月等)およびおやつを意味する用語として「おやつ」もしくは「デザート」を(製品の表面に)表記すること。(ただし、調製タイプにあつては、おやつを意味する用語は別記することができる。)」

3) 製品特徴

製品の特徴を分かりやすく表示する。なお、不当景品類及び不当表示防止法等で規定される優良誤認の恐れがないように記載されなければならない。

4) 使用方法および使用上の注意

摂取、調理または保存の方法に関し、特に注意を必要とするものについては、その注意事項、調理方法、開封後の取扱い、食べさせ方等を表示する。

喫食の際、加温、希釈等を行う必要のあるものについては使用または調理の方法の説明を表示する。

なお食品表示基準または公正競争規約のある品目は、それに従って表示する。

開封後の取扱いとその保存方法については、品目に応じて具体的に説明する。

5) 一回分の目安量

必要に応じ、離乳の進行状況に応じた適切な利用方法および一回分の目安量を表示する。

6) 消費者の質問の照会先

消費者の質問に対応する機関を社内に設け、その連絡先を明記する。

7) 容器包装識別表示

別に定める「容器包装識別表示ガイドライン」に従う。

8) 警告表示

- ・ドライタイプの即食タイプについては、「ベビー用おやつに関するガイドライン」に従う。
- ・その製品の使用、取扱いまたは調理などで消費者に危害を与える恐れ等がある場合は、品目毎に必要な表示を別に定め、それに従う。

4. 不当表示、不当広告の禁止

食品関連事業者は、ベビーおやつに関する容器、包装、説明書、チラシ、ポスター、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、看板、ホームページ等による広告により、以下の表示をしてはならない。

- 4-1 「2. 適用の範囲」の内容に合致しない製品について、ベビーおやつであるかのような表示をすること。
- 4-2 当該商品の内容が実際のものよりも著しく優良であると、一般消費者に誤認される恐れがある表示をすること。
- 4-3 他の事業者またはその製品を中傷し誹謗するような表示をすること。

5. 商品名の表示基準

食品関連事業者は、商品名に特定の原材料名等の名称(以下、「特定名称」という)を表示する場合は次の通り定める。

5-1 基準を定める特定名称は次の通りとする。

「バター」「チーズ」「牛乳」「ミルク」「ナッツ類」「卵」「風味原材料」「果実・果汁」「野菜」「豆類・穀類」「魚肉」「海藻」

5-2 特定名称を表示した場合は表1の通りとする。ただし、希釈等調製して摂食するものにあつては、製品の重量に代えて標準濃度に調製した重量に対する摂食時の配合割合とする。

表1 使用原材料および配合割合

特定名称	使用原材料	配合割合	表示例
バター	バター	全重量の2.5%以上	バタークッキー
チーズ	チーズ	全重量の5%以上	チーズビスケット
牛乳	牛乳	全重量の5%以上	牛乳プリン
ミルク	牛乳または乳製品	全重量の5%以上 (生乳換算)	ミルクスティック
ナッツ類	ナッツ類全般	全重量の5%以上	アーモンドクッキー
卵	鶏卵	鶏卵(殻を除く)を全重量 の5%以上	たまごボーロ
風味原材料	ゴマ、青のり、肉類・魚 介類エキス、茶類、ハー ブ類、香辛料、ココア、 メープルシロップ等	風味を特徴づけるのに 十分な量	青のりせんべい
果実・果汁	果実・果汁	全重量の5%以上	りんごゼリー
野菜	野菜類全般	全重量の5%以上	野菜チップ
豆類・穀類	ナッツ類を除く豆類およ び穀類全般	全重量の5%以上	とうもろこしパフ
魚肉	魚肉類全般	全重量の1%以上	小魚せんべい
海藻	風味原材料を除く海藻類 全般	全重量の1%以上	わかめせんべい

- 1) ビスケット類にあっては、上記の規格にかかわらず、「ビスケット類の表示に関する公正競争規約及び同施行規則」に準じる。
- 2) 「ミルク」と表示する場合に使用できる乳製品は下記の通りとする(カッコ内は生乳に換算する際の換算係数)。
牛乳(1.00)、全粉乳(8.68)、脱脂粉乳(6.48)、全脂練乳(2.66)、脱脂練乳(1.84)、生クリーム(5.63(乳脂肪40%の場合))
- 3) 「加工原料(濃縮・乾燥を含む)」を使用するものにあっては、当該原材料の加工前の生重量が配合割合以上であること」
- 4) 「複数の特定名称を使用するにあっては、その重量の総和が表2に示されたそれぞれの配合割合のうち、もっとも多い配合割合以上であること」

5-3 基準にもとづき特定名称を商品名に記載したものであって、その配合割合を併記する場合にあっては次に定める方法により表示する。

- 1) 配合割合は表2に示す大きさの文字で見やすく明瞭に商品名に近接して表示する。

表2 配合割合を示す文字の大きさ

商品名文字の大きさ	併記文字の大きさ
18ポイント未満	8ポイント以上
18ポイント以上 42ポイント未満	10ポイント以上
42ポイント以上	12ポイント以上

- 2) 「果汁」または「果実」を商品名に付した場合は、果汁分(果実分)〇〇%または〇〇%以上と表示する。ただし製品中の果汁(果実)固形分含有率で果汁(果実)固形分〇〇%以上と表示することもできる。

編纂委員名簿

的場梨恵	アサヒグループ食品株式会社
齋藤主	同 上
久須美紗織	同 上
山口剛	江崎グリコ株式会社
竹内絵梨子	同 上
磯野義和	キューピー株式会社
加藤史朋	同 上
渡辺貴之	同 上
加藤敬子	ピジョン株式会社
安部泰弘	同 上
麻生有里	同 上
小山貴広	森永乳業株式会社
池田博之	同 上
柴内敬子	雪印ビーンスターク株式会社
園田祥之	同 上

ベビーおやつ自主規格初版

令和元年 5 月 20 日 初版発行

編集兼発行者 日本ベビーフード協議会
印刷所 有限会社 モリサワ印刷

不許
複製

発行所 〒101-0042
東京都千代田区神田東松下町10-2 翔和神田ビル3階
日本缶詰びん詰レトルト食品協会内

日本ベビーフード協議会